

丹羽広域事務組合物品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、丹羽広域事務組合が所有する物品の貸付け等を行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付範囲等)

第2条 物品の貸付けができる範囲は、他の地方公共団体及び丹羽郡の在住者又は事業をしている者とする。ただし、救急物品の貸付けについては、応急手当指導員又は応急手当普及員の資格、若しくは同等以上の救命知識を有する者に限る。

2 物品の種類は、別表に定めるとおりとする。

(貸付期間)

第3条 物品の貸付期間は、30日以内とする。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、この限りではない。

(申込み)

第4条 物品を借用しようとする者は、組合有物品の貸付申請書(様式第1号)を借用7日前までに管理者へ提出して、組合有物品の貸付許可書(様式第2号)を得るものとする。ただし、緊急の場合については、この限りでない。

(管理)

第5条 借受人は、借用期間中の物品は、自らの責任において善良に管理し、いかなる理由があっても転貸をしたり、借用目的以外に使用してはならない。また、返納にあたっては各部の点検及び附属品を確認し、借用組合有物品の返納届出書(様式第3号)を提出し、係員の検認を受けるものとする。

(消費及びき損)

第6条 借受人は、借用した物品の全部又は一部を消費し、著しくき損したときは、直ちにその事実及び事由についての詳細を管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の消費又はき損が借受人の責めに帰すべき事由によるときは、借受人は、管理者の指示に従い貸付物品と同等以上のものを返納すること。

(被害補償)

第7条 管理者は、第4条の規定により借受人が組合有物品の利用の際に被害を受けた場合の補償はしないものとする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）第25条に該当するものは除くものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

別表（第2条関係）

一般物品	救急物品	備 考
テント	リトルアン人形	貸し出し数にあつては消防本部が保有する数とし、業務に支障を及ぼさない数とする。
紅白幕	リトルジュニア人形	
指令台	心肺蘇生訓練人形	
折りたたみ机	アンネジュニア人形	
折りたたみ椅子	アンネベビー人形	
プロジェクター	アクター911	
発動発電機	高度シミュレーター人形	
三脚投光器	AEDトレーナー	
コードリール		

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

管理者 様

（申請者） 団 体 名

代表者名

電 話

組合有物品の貸付申請書

丹羽広域事務組合物品貸付要綱第4条により、下記のとおり申請します。

記

1 物品・数量

2 借用期間

3 返納予定日

4 使用場所

5 借用責任者

氏 名

連絡先

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

様

管理者

組合有物品の貸付許可書

年 月 日付で申請のありました組合有物品の貸付けについて、次のとおり許可します。

記

1 貸付物品

品 目	数 量
-----	-----

2 返納日

年 月 日

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

管理者 様

（申請者） 団体名

代表者名

借用組合有物品の返納届出書

以下のとおり、組合有物品を返納します。

記

返納物品

品目	数量
----	----

組合職員による検認の欄

返納物品に故障、破損がないことを確認しました。

所属

職名

氏名